

令和7年11月14日

お客さま各位

佐原信用金庫

千葉県内金融機関による「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた連携について

佐原信用金庫は、政府・産業界・金融界が一丸となって推進する「手形・小切手の全面的な電子化」への取組みを加速するため、千葉県内に本店を置く金融機関と連携し、お客さまの電子化移行をサポートすることをお知らせします。

1. 連携の目的

現在、産業界と金融界は、2021年6月に政府が公表した「成長戦略実行計画」に基づき、「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に取り組んでいます。このたび千葉県内の金融機関が連携することで、全面的な電子化への取組みをさらに加速させ、お客さまの円滑な電子化移行を支援します。

2. 連携金融機関（金融機関コード順）

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、東京ベイ信用金庫、館山信用金庫、佐原信用金庫、房総信用組合、銚子商工信用組合、君津信用組合

3. 連携内容

（1）共同リーフレットによる周知活動

「手形・小切手の全面的な電子化」に関する共同リーフレットを作成し、お客さまへの周知活動を展開します。

（2）電子的決済手段への移行支援

電子記録債権（でんさい）の活用を促進し、お客さまの電子的決済手段への移行をサポートします。

4. 実施日

令和7年11月14日（金）

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
佐原信用金庫 事務部 でんさい担当
TEL：0478-54-2126

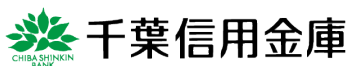
紙の手形・小切手 利用廃止へ



**2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。**

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



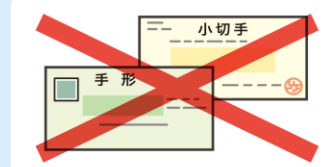
Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

**A**

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒して手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

電子的決済サービスには 何があるの？

**A**

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

**電子化の
メリット****1****コスト削減**

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2**事務負担軽減**

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3**リスク低減**

- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しいの？

**A**

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1**金融機関へ
ご相談/申込**

事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2**取引先へ
ご案内**

でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3**社内の
導入準備**

事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！